

大分県警察保護対策実施要綱の制定について

平成24年9月25日
大通達甲（刑）第13号
大通達甲（警）第15号
大通達甲（生）第11号
大通達甲（交）第7号
大通達甲（備）第8号
大分県警察本部長から本
部各課・所・隊長、警察
学校長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策に
関して必要な事項を定めたものである。